所定疾患施設療養費の算定状況について

介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

◆算定要件

1. 対象となる入所者は次の通り。※（Ⅰ）（Ⅱ）共通
   ・肺炎　・尿路感染症　・帯状疱疹　・蜂窩織炎
2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にする。
3. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた 場合に（Ⅰ）を算定するときは、１回に連続する７日を限度とし月１回に限り算定する。（Ⅱ）を算定するときは、１回に連続する10日を限度とし月１回に限り算定する。
   ※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
5. 所定疾患施設療養費の算定後は、前年度の治療実施状況について公表する。

◆主な治療内容

肺　　炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴) 喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補 給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯 状 疱 疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂 窩 織 炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

◆所定疾患施設療養費算定状況（治療実施状況）

診断名 ＼ 年 月		令和３年度　（ 所定疾患施設療養費Ⅰ ）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺　炎	人数	1					1						
	日数	7					6						
尿路感染症	人数	6	2	1	2	2			2	2		4	3
	日数	33	14	7	14	14			8	6		18	21
帯状疱疹	人数	1				2	1						
	日数	7				14	7						
蜂窩織炎	人数				2	1							1
	日数				14	7							7

診断名 ＼ 年 月		令和４年度　（4～11月　所定疾患施設療養費Ⅰ 12月～　所定疾患施設療養費Ⅱ）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺　炎	人数									1	1		1
	日数									5	10		10
尿路感染症	人数		1	4	2	2	1	1			6	3	6
	日数		7	24	14	12	5	7			58	30	60
帯状疱疹	人数		1										
	日数		7										
蜂窩織炎	人数				1	1				2	1	2	3
	日数				7	7				16	8	20	30